



# 第 I 章 市町村森林経営管理事業 ～ 解 説 ～



## I-1 市町村森林経営管理事業

## I-1-1 森林経営管理法第 33 条

我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われず事態が発生しています。

これらを背景として、森林経営管理制度（森林経営管理法）は、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています（林野庁 2019）。

市町村が経営管理を行う森林は、森林経営管理法第 33 条の「市町村森林経営管理事業」です。

 「森林経営管理制度に係る事務手引き<sup>他</sup>（令和2年6月）」 p056-057

（市町村森林経営管理事業）

第三十三条 市町村は、経営管理権を取得した森林（第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものを除く。）について経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施するものとする。

2 市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うものとする。

「森林経営管理制度に係る事務の手引（林野庁森林利用課 2020）」では、市町村森林経営管理事業を次のように解説しています。

## 概要

市町村は、経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、複層林化その他の方法により、経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施する必要があります。

## 民間事業者の能力の活用

市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、事業を行う必要があります（法第 33 条第 2 項）。「民間事業者の能力の活用に配慮」とは、実際に施業を実施する際に請負事業を地域の民間事業者に発注すること等により、民間事業者の有する技術的能力を生かすことを指します。なお、都道府県では、効率的かつ安定的な経営管理を行う能力等を有すると認められる民間事業者を公表することとしています（法第 36 条第 2 項）。また、事業の発注に当たっては、通常の市町村有林における請負事業の発注と同様、適正な発注となるよう留意することとします（長官通知第 11 の 1）。



## 経営管理の実施方法

市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行う必要があります（法第 33 条第 2 項）。当該事業の実施に必要な財源については森林環境譲与税を想定しています。「当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行う」とは、自然的条件が悪く、今後とも経済的に成り立たない森林においては間伐を繰り返して複層林化する、自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林においては間伐により長伐期施業を実施する等、その森林の自然的条件等の状況を踏まえ施業方法を選択することとします（長官通知第 11 の 2）。なお、市町村森林整備計画において主に複層林施業（択伐によるものを含む。）や長伐期施業を推進すべき森林とされているものが該当すると考えられます。また、市町村森林経営管理事業が当該森林の公益的機能の発揮のために実施されることを踏まえれば、必要に応じて、当該事業終了後に当該森林の保安林指定について、都道府県と調整する等の対応を検討する（長官通知第 11 の 3）ほか、市町村森林整備計画において、複層林施業や長伐期施業を推進すべき森林に位置付けられていない場合には、当該計画のゾーニングを見直すなど、将来に向かって経営管理の方針が継続されるよう取り組むことが重要です。

## 事業経費及び収益の取扱

市町村森林経営管理事業に要する経費の算定方法は、森林環境保全整備事業における標準単価等を活用する等により、適正な額が算定されるよう努めることとします。また、経営管理権集積計画の作成に当たっては、市町村森林経営管理事業に森林環境譲与税を充当して収益が発生した場合、その収益は事業を実施するための財源として基金に積み立て、歳入予算に計上する旨等を計画に記載し、市町村が経営管理権に基づいて実施する経営管理に要する経費に充てることとします。なお、市町村森林経営管理事業が林業経営に適さない森林において行う事業であるという位置付けを踏まえれば、同事業において経費を上回る収益が発生する場合は基本的に想定されませんが、そのような場合の差額（利益）の取扱いについては、地域の実情等を踏まえつつ、対応願います。

---

市町村森林経営管理事業によって管理する森林は、次の森林です。

- ① 自然的条件が悪く、今後とも経済的に成り立たない森林
- ② 自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定（配分）できていない森林

I-1-2 経営管理権

森林経営管理制度において、経営管理権集積計画の公告（以下「経営管理権」という。）によって、市町村森林経営管理事業の森林は特定されることになります（図1-1、図1-2）。

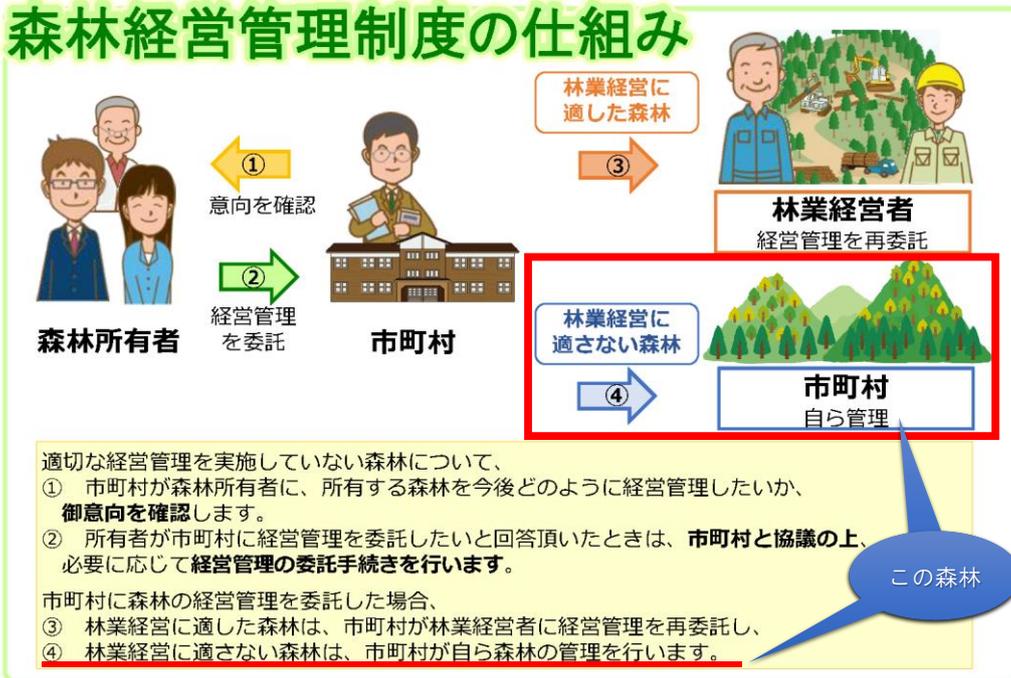


図1-1 森林経営管理制度の仕組みと制度上の市町村が管理する森林  
 長野庁（2019）森林経営管理制度のパフレットを加筆



図1-2 森林経営管理制度における市町村が管理する森林  
 長野県（2019）長野県林務部森林経営管理センター森林所有者向けのチラシを加筆



## I-1-3 経営管理が行われていない森林

### (1) 「経営管理」とは

森林経営管理制度における「経営管理」とは、「森林について、自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと（法第 2 条第 3 項）」と定義されます。

また、「自然的経済的社会的諸条件」とは、「樹種、林齢、傾斜、地形等の森林資源の状況、木材の供給先の配置、路網整備の状況等（長官通知第 2 の 1 の (1)）」で、「適切な経営又は管理を持続的に行う」とは、「自然的経済的社会的諸条件に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を持続的に実施すること（長官通知第 2 の 1 の (2)）」とされています。



「森林経営管理制度に係る事務手引き<sup>他</sup>（令和2年6月）」p012-013

### (2) 「経営管理が行われていない森林」とは

対象森林は「経営管理が行われていない森林」です。経営管理が行われているか否かの判断は、地域や個々の森林の実情に応じて行う必要があることから、市町村において判断しなければなりません。

「経営管理が行われていない森林」とは、該当する森林または該当森林の周辺の森林の経営管理の状況等を総合的に勘案し、水源かん養（以下：水源涵養）機能、土砂災害防止機能、木材生産機能、生物多様性保全機能等の森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべきにもかかわらず、長期間にわたって施業が実施されていない森林です（写真 1-1、参照：第 II 章 5 ～7 ページ）。



写真 1-1 経営管理が行われていない放置されたカラマツ林  
高密度（最多密度に達し）で自然枯死が発生し、雪害による幹折れが発生している

参考として、次の「経営管理が行われていない恐れがある森林の基準の目安」が示されています（表 1-1）。

 「森林経営管理制度に係る事務手引き<sup>他</sup>（令和2年6月）」 p020-021

表 1-1 経営管理が行われていない恐れがある森林の基準の目安（参考）

樹齢等	状態
1 齢級 (1~5 年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 造林届<sup>※</sup>に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね 75%以下等、このままでは成林しない恐れがある場合</li> <li>● 下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合</li> </ul>
2~4 齢級 (6~20 年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている場合。</li> </ul>
5~標準伐期齢 (21 年生~)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から 10 年以上経過する等、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合</li> </ul>
標準伐期齢以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、林分が過密化している場合</li> </ul>

※伐採及び伐採後の造林の届出（森林法第 10 条の 8）

さらに、「経営管理が行われていない森林」は、所有者不明森林に関する森林経営管理法第 27 条（裁定）で、次のように解説されています。

 「森林経営管理制度に係る事務手引き<sup>他</sup>（令和2年6月）」 p137

「現に経営管理が行われていない」とは、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱しているにもかかわらず施業が実施されていないことで、当該森林が以下の①から③のいずれかに該当しており、かつ実際に経営管理を実施している者がいないことが探索により明らかである場合と考えられます（長官通知 10 の 4 の（1））。

- ① 当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が 0.85 以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線（自然枯死線）以上におおむね位置している場合
- ② 目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木（つる類を含む。）によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合
- ③ ①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは活力のある森林の状態に回復しないと見込まれる場合

「長期間にわたって施業が実施されていない森林」、「現に経営管理が行われていない」以外の「管理されている森林」は、市町村森林経営管理事業の対象森林としなくてもよいこととなります。

市町村森林経営管理事業の対象森林は、それぞれ地域に直結する課題を抱えた長期間にわたって施業が実施されていない森林、経営管理が行われていない森林を特定してください。



## I-2 市町村森林経営管理事業の対象となる森林

### I-2-1 林業経営に適する森林と適さない森林

#### (1) 林業経営に適する森林

林業経営に適する森林を「森林経営管理制度に係る事務の手引き」では、「経営管理実施権の設定が見込まれる森林」として、次のようにしています。

市町村が経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権配分計画を定める森林は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者がいると見込まれる森林であり、以下のような森林が考えられます。

- ① 森林資源の状況（例：林地生産力が比較的高く（ $5\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ を超える）、急峻地ではなく（傾斜が35度未満）、基幹路網が開設済み等。森林・林業基本計画における育成単層林として整備する森林の基準を参考にすること（図13）。）、木材の供給先の配置（例：木材の供給先となる原木市場や製材工場等が50km圏内にある。）等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林
- ② 隣接した森林において都道府県が公表した民間事業者が森林経営計画を策定している森林
- ③ 都道府県が公表した民間事業者から、経営管理実施権の設定（経営管理の受託）の要望があった森林

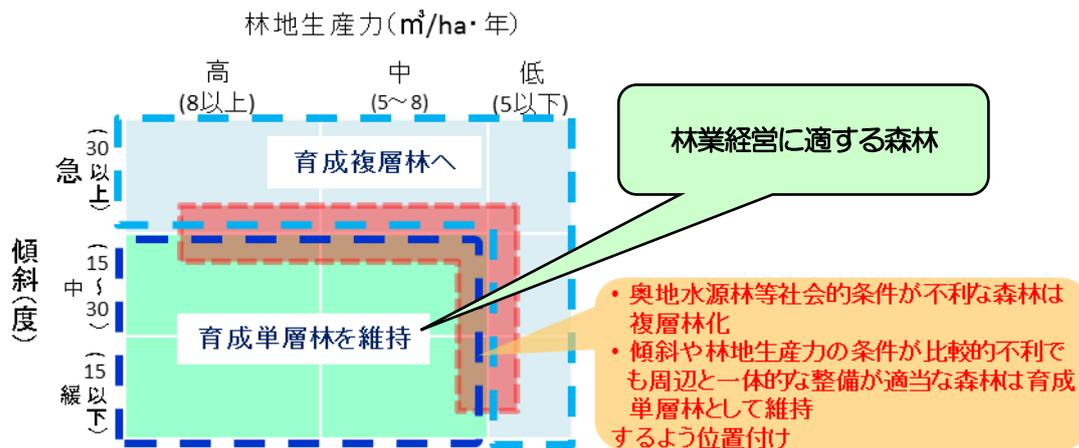


図13：森林・林業基本計画における育成単層林及び育成複層林の考え方

また、市町村森林整備計画において主に木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、水源涵養維持増進森林のうち条件が良く、単層林施業を実施する区域がこの森林に該当すると考えられます。

なお、経営管理実施権が設定された森林が、市町村森林整備計画に定める木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域等の区域に指定されていない場合には、市町村森林整備計画を変更し、当該区域に位置付けるよう努めることとします。

このほか、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れるよう、複数の森林を取りまとめることも可能です。

林野庁森林利用課（2020）森林経営管理制度に係る事務の手引（その1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等 編）. p33-34. 令和2年12月

👉 「森林経営管理制度に係る事務手引き<sub>他</sub>（令和2年6月）」 p038

① 林地生産力

ここで、「① 森林資源の状況 例：林地生産力が比較的高く（ $5\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ を超える）」とあります。県内の針葉樹の人工林の森林資源構成による樹種別の平均年成長量は図1-3となっておりますが、「森林経営管理制度に係る事務の手引き」にある“ $5\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ ”は、林齢やその立地条件によって異なり（図1-4）、対象の森林を経年調査しないとわかりませんので、“ $5\text{m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ ”にあまりこだわる必要はありません。

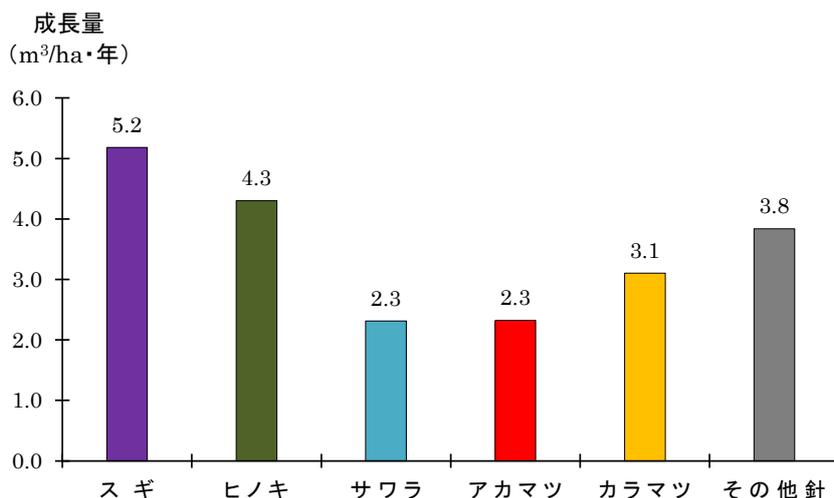


図1-3 県内の針葉樹の人工林の森林資源構成による平均年成長量

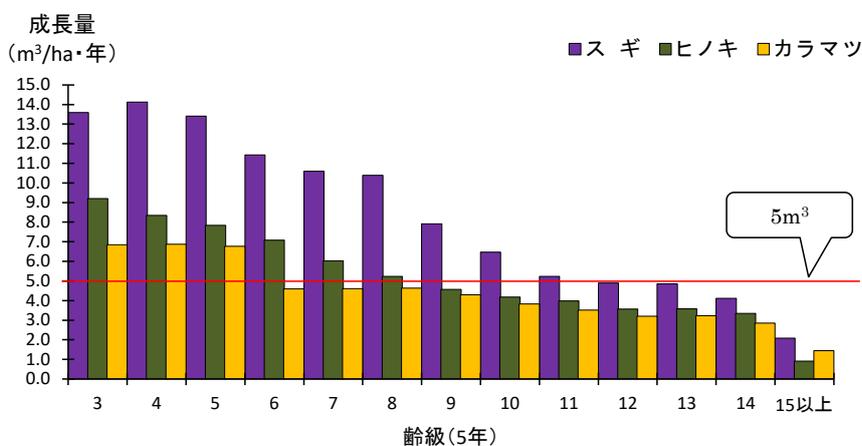


図1-4 スギ、ヒノキ、カラマツ人工林齢級別年成長量（3 齢級から表示）  
※齢級は5年単位（0～5年生＝1 齢級）

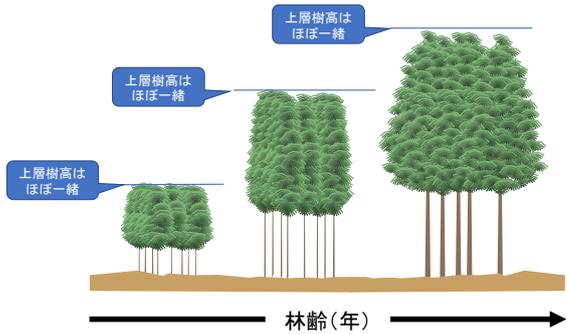
“林地生産力”は、森林資源データ（森林簿）に記載された成長量で判断することができます。さらに、地位で判断することができます。森林資源データ（森林簿）に記載された地位、または現地の樹高を計測して判断することができます（参照：第II章 93～104 ページ）。

森林科学における地位の定義は、林地の木材生産力を示す概念で、平均成長量（ $\text{m}^3/\text{ha}$ ）や樹高成長を用います（白石 2001）。一般的に用いられているのは樹高成長で、長野県の主要造林樹種の樹高成長予測でも地位Ⅰ（良い）～地位Ⅴ（悪い）を用います。地位が高いほど樹木の蓄積量も多くなり、多くの収量が得られます。さらに成長が良ければ、循環型の森林構成に誘導する



**【地位】**

地位は、林地の木材生産力を示す概念です。同種同齢の樹種（同じ樹種の一斉林）では、樹高成長はほぼ同じとなります。間伐をしてもしなくてもこの傾向は変わらないので、樹高が指標として用いられています（右図）。



この地位を判定するためには樹高成長曲線を用います。長野県の主要造林樹種の樹高成長曲線は地位Ⅰ（良い）～地位Ⅴ（悪い）を用います。地位Ⅲが中央曲線（ガイドカーブ）となり、それよりも高い樹高を示すものが県内の同一樹種のなかで平均よりも高く、林地の木材生産力が良い森林となります。一方、地位Ⅲよりも低いものは平均よりも樹高が低く、林地の木材生産力が劣る森林となります。

また、地位が悪いということは、その林地に適さない樹種である可能性も想定されます。いわゆる「適地適木」ではありません。今後、森林を再造成したり、針広混交林に誘導するときの目安ともなります。

さて、長野県内人工林の 53% を占めるカラマツで、林齢、樹高が正確に計測されている 743 データを地位曲線に当てはめると（直近上位の地位級とする）、地位Ⅰが 1 割、地位Ⅱが 2 割、地位Ⅲが 4 割、地位Ⅳが 2 割、地位Ⅴが 1 割となっています（松澤 2007）。林業に適さない地位Ⅳ～Ⅴは約 3 割に相当します。現在の県内カラマツは、55～70 年生に集中しています（全人工カラマツ林の 79%）。下図を見ると、55 年生で樹高 20m に達しないカラマツは、林地の木材生産力からして林業に適さないカラマツ林と想定することができます。

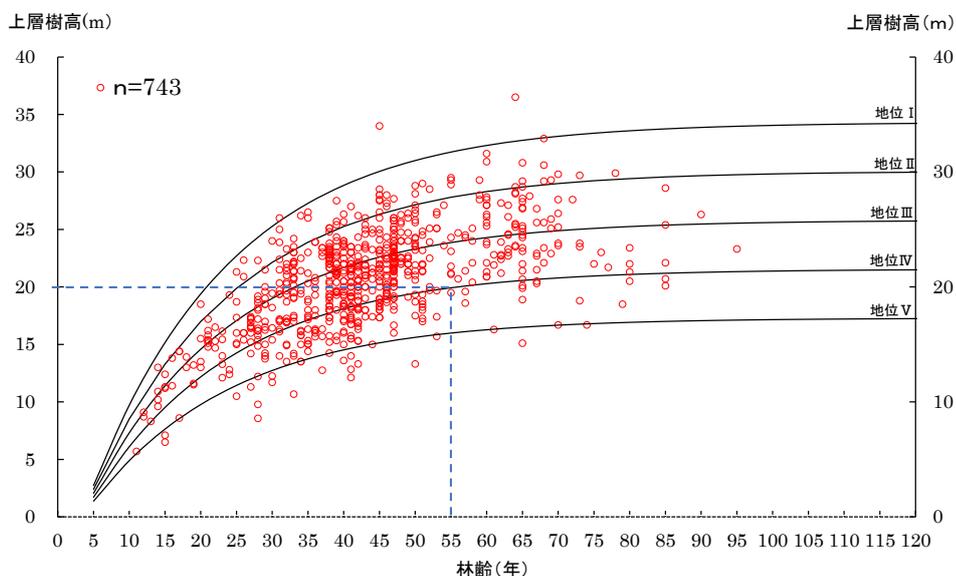


図.カラマツ樹高曲線（長野県 2008）

地位は樹種によって異なります。長野県では、8 樹種に樹高曲線があります。「[章Ⅳ章 森林の成長予測の 95～98 ページ](#)」を参照してください。“森林経営に適さない森林”を特定するための参考となります。

ことが可能です。地位Ⅲ以上の森林であれば、“林地生産力が比較的高い”と判断してよいでしょう（参照：第IV章 39～40 ページ）。

## ② 林業経営に適する森林

「経営管理実施権の設定が見込まれる森林」＝“林業経営に適する森林”とは、

- ☺ 地形傾斜が緩やかで
- ☺ 崩壊や土石流の発生等の危険がない自然条件にあって
- ☺ 林地生産力が比較的高く
- ☺ まとまった面積を有し
- ☺ 林道や作業道といった基盤が整っていて（または作設ができ）木材の供給先が近く
- ☺ 木材収益が期待できる

植林 → 保育 → 間伐 → 伐採（収穫）といった林業活動が容易にできる森林です。林業経営に適する森林は、比較的形象しやすいと考えられます（図 1-5、表 1-3：14 ページ）。



図 1-5 林業経営に適する（森林経営管理実施権の設定が見込まれる）森林のイメージ



## (2) 林業経営に適さない森林

市町村が管理する“林業経営に適さない森林”とは、どのような森林なのでしょうか。

### ① 自然的条件

市町村森林経営管理事業の対象となる森林は、「自然的条件が悪く、今後とも経済的に成り立たない森林」とありますが、林業経営に適さない「自然的条件」を整理すると表 1-2 となります。

表 1-2 自然的条件の整理

自然因子	自然的条件が良い	自然的条件が悪い	第IV章関連ページ
傾斜	緩傾斜	急傾斜（30度以上）、急峻（35度以上）	IV-9～13 ページ
標高	1600m 未満	1600m 以上（亜高山帯以上）	IV-9～10 ページ
斜面方位		北向き（射光量）、南西向き（凍結融解大）	IV-32
特殊地質		変質帯、強酸性・強アルカリ地質・土壌	IV-33～34 ページ
崩壊	崩壊地（危険）がない	崩壊地あり、0次谷、集水地形	IV-14～16 ページ
地すべり	地すべり地形でない	地すべり活動域、地すべり防止区域	IV-42～49 ページ
水分過多		溪流沿い（溪畔）、湿地、谷田	IV-34～38 ページ

### ② 林業に適しているが経営管理実施権を設定できていない森林

「自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林」は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林です。次の2つが想定されます（図 1-6）。

- ⊗ 奥山に位置して、現在、林道等の道がなく、アクセスが良くない森林。ただし将来道路整備や隣接地と集約化などがされれば経営管理実施権の設定等、林業経営を検討する森林。
- ⊗ 小規模面積で、隣接する森林と集約化（団地化）ができない森林

「奥山に位置して、現在、林道等の道がなく、アクセスが良くない森林」は、将来、道路の整備や、隣接地との集約化などがされれば、経営管理実施権の設定等、林業経営を検討する森林でもあります。

「小規模面積で、隣接する森林と集約化（団地化）ができない森林」は、施業番号単位で0.01～0.1haのような規模で、分散・点在しているような森林です。

ここで、森林経営管理制度における小規模面積の森林とは、法第6条（経営管理権集積計画の作成の申出）2項の「申出があった森林について経営管理権集積計画を定めない場合」の解説で次とされています。



「森林経営管理制度に係る事務手引き<sub>他</sub>（令和2年6月）」p030

- ③ 周囲の森林と一体として整備することが相当とするものとして認められない場合
  - ア 天然林のように継続的に施業を実施する必要がない場合
  - イ 申出のあった森林が **0.1ha 未満の小面積** であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理の集積・集約化が見込めない場合
  - ウ 「経営管理が行われていないおそがある森林の基準の目安」(2-3-1 参照) に該当しない等、市町村がただちに経営管理権を取得する必要がない場合

林野庁森林利用課(2020) 森林経営管理制度に係る事務の手引(その 1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等 編). p24. 令和 2 年 12 月

森林経営管理制度において、小規模森林は 0.1ha と解説されていますが、県内の個人有林 1 戸当たりの平均面積は 1.7ha となっています(参照: 第四章 4 ページ)。自然的条件が良くても分散・点在している森林は、「自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林」となる可能性があります。

### ③ 林業経営に適さない森林

林業経営に適さない森林を「森林経営管理制度に係る事務の手引き」では、「経営管理実施権の設定が見込めない森林」として、次のようにしています。

 「森林経営管理制度に係る事務手引き<sub>他</sub>(令和2年6月)」 p039

市町村が経営管理権を取得した森林のうち、以下のような森林では、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者がきわめて少数と見込まれるため、市町村が市町村森林経営管理事業を実施することとなると考えられます。

- ① 森林資源の状況(例: 林地生産力が低く(5m<sup>3</sup>/ha・年以下)、急峻地であり(傾斜が 35 度以上)、基幹路網が未開設等。森林・林業基本計画における育成複層林に誘導する森林の基準を参考にすること(図 13))、木材の供給先の配置(例: 木材の供給先となる原木市場や製材工場等が 50km 圏内にない)等から効率的かつ安定的な経営管理が行われないと考えられる森林
- ② 選定を実施したが経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林

市町村森林経営管理事業を実施する場合、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うこととなるため(法第 33 条第 2 項)、市町村森林整備計画において主に複層林施業(択伐によるものを含む。)や長伐期施業を推進すべき森林とされているものが該当すると考えられます。

また、市町村森林経営管理事業では、経営管理権集積計画の内容に従って、造林、保育及び伐採を実施することとなりますが、市町村による森林整備は、「森林の管理の適正化」を促進することであることから、収益をあげることを目的とする伐採の実施を積極的に推奨するものではありません。

林野庁森林利用課(2020) 森林経営管理制度に係る事務の手引(その 1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等 編). p34-35. 令和 2 年 12 月



このように解説されていますが、先の“林業経営に適する森林”の逆で（表 1-3）、

- ⊗ 地形傾斜が急峻で
- ⊗ 崩壊や土石流の発生等の危険がある自然条件にあって
- ⊗ 林地生産力が比較的低く
- ⊗ 小規模で分散して集約化が難しく
- ⊗ 林道や作業道といった基盤が整ってなく（または作設ができない）木材の供給先も遠く
- ⊗ 木材収益が期待できない

植林 → 保育 → 間伐 → 伐採（収穫）といった林業活動ができない森林です（図 1-6）。

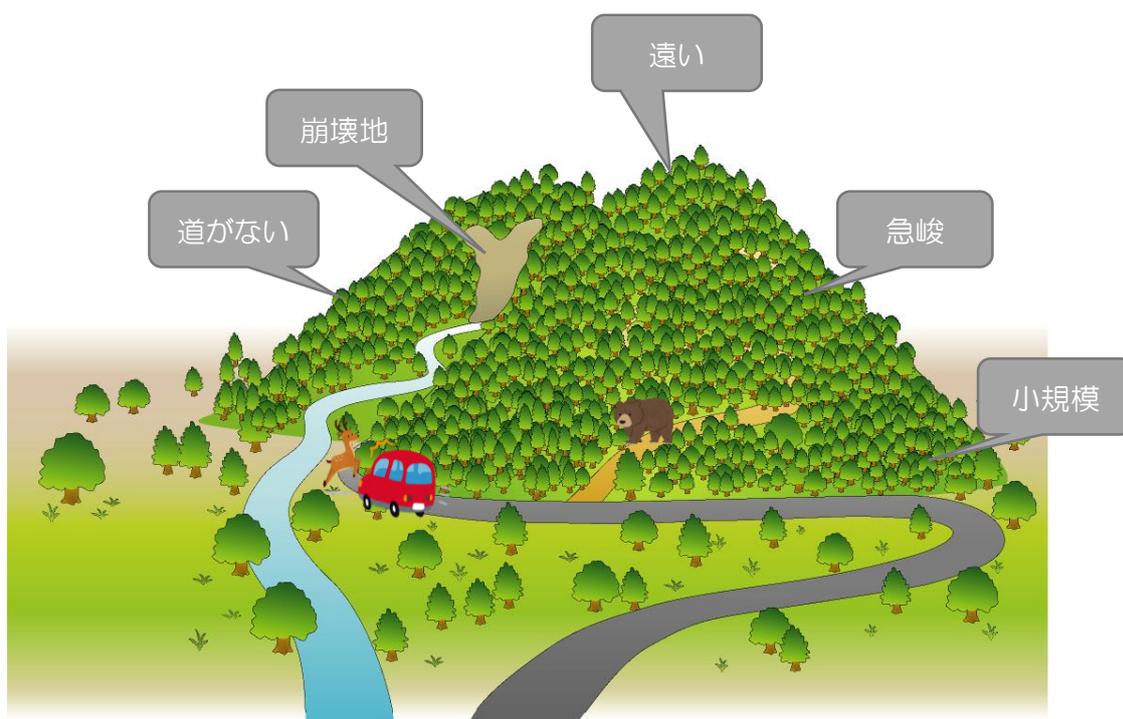


図 1-6 林業経営に適さない（森林経営管理実施権の設定が見込まれない）森林のイメージ

イラスト一部使用©いらすとや

このような林業経営に適さない森林は、未整備のまま放置すれば、地域住民の安全や生活に支障をきたす可能性があります。市町村が管理する森林は、生活に直結する森林で、『**地域の安全・安心・生活環境に資する森林、地域にとって公益的機能を重視する森林**』と言え、主に「**防災、減災、生活環境に資する森林**」です。

表 1-3 林業経営に適する森林、適さない森林の自然的・立地的・経済条件の整理

区分	項目	林業経営に適する森林	林業経営に適さない森林
自然因子	地形	緩傾斜	急峻（35度以上）
	標高	標高 1,600m 未満	標高 1,600m 以上（亜高山帯以上）
	山地災害	発生の恐れがない	崩壊や土石流の発生が想定される
	森林資源	生産力が高い（地位Ⅰ～Ⅲ）	生産力が低い（地位Ⅳ～Ⅴ）
立地・経済因子	森林規模	まとまった面積、集約化可能	小規模で分散して集約化が難しい
	アクセス	路網が整っている（路網が配置できる） 木材の供給先が近い	路網が整っていない（路網が配置できない） 木材の供給先が遠い
	保全対象に対する重要度	普通（低い）	高い
	経営	木材収益が期待できる	木材収益が期待できない
	林業サイクル	植林 → 保育 → 間伐 → 伐採（収穫）が容易	人為的コントロールが難しい 森林が再生できない、コストがかかる

I-2-2 対象森林の概念

市町村が管理する“林業経営に適さない森林”・“管理がされていない森林”を特定するために、次の簡易的な概念図を示します（図 1-7）。

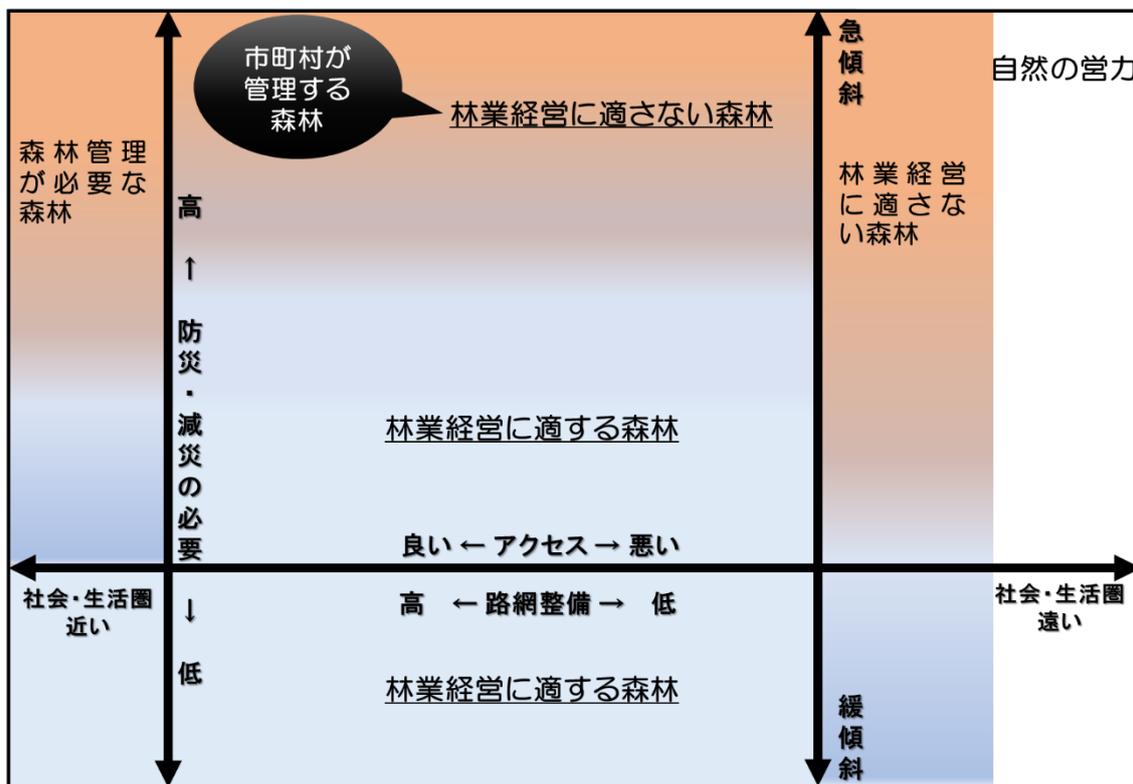


図 1-7 社会・生活圏との距離と保全対象・傾斜を基準とした概念図



図 1-7 は、社会・生活圏からの距離と森林域の路網整備状況を横軸、防災・減災、生活環境の必要性、いわゆる“保全対象”と傾斜を縦軸としています。

この図の水色の領域は“林業経営に適する森林”、橙色の領域は“林業経営に適さない森林”、さらに右の白色の領域は自然の力に委ねるべき森林です。水色の領域と橙色の領域の境目はグラデーションとなっています。森林は一様な傾斜ではなく、部分的に急傾斜の斜面が存在していたり、凹凸の斜面となっていたりします。画一的にその領域を区分することはできないため、森林の状況によって判断する必要があるからです。

### (1) 横軸の社会・生活圏からの距離と路網整備

横軸の社会・生活圏からの距離は、守るべき社会生活の距離と、林業活動におけるアクセスの良し悪しを表します。

#### ① 守るべき社会生活

守るべき社会生活は「保全対象」と言えます。保全対象に近いということは、身近な森林であるということと、地域住民の安全・安心や生活環境に直結します。管理された森林であることが望まれます。

#### ② アクセスの良し悪し

当然のことながら、社会・生活圏からの距離が近いことは、林業活動がしやすく、森林整備の効率化が図れます（参照：第IV章 39～40 ページ）。木材資源の活用のための輸送コストも低くなり、林業経営にとって低廉なコスト経営が可能となります。一方、距離が遠いとコストは高くなります。

さらに、横軸の路網整備は、整備されているまたは整備が可能（作設が容易）であることを表します。この路網の整備状況も林業経営にとって低廉なコストで経営が可能かの判断基準となります。路網がある程度整っていないと、アクセスが悪く「自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林」となる可能性が高く、林業事業体に再委託がしにくい森林域となります。

### (2) 縦軸の防災・減災、生活環境の必要性

縦軸の防災・減災、生活環境の必要性は、私たちの社会・生活圏、地域住民の生活に直結する防災等の重要度です。とくに崩壊、落石の危険度や生活に影響を与える現象の危険度とも言えます。

縦軸の防災・減災、生活環境の必要性と森林の傾斜は密接に関係します。おおよその概念として傾斜が急傾斜になるにつれ、防災・減災、生活環境の必要性は高まります。

(3) 傾斜

地形傾斜は、施業の難易度、山地災害の危険度を表します。

① 施業の難易度

ここで、施業の難易度の閾値（境目となる値）となるのはおおよそ傾斜 30 度と 35 度です。



写真 1-2 傾斜 35 度以上の山地の森林作業道作設に起因する崩壊

表 1-4 作業システムの適用例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	造材 (玉切り)	集運 (運搬)
緩傾斜地 0~15°未満	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ (チェーンソー)	グラップル (ウインチ)	ハーベスタ (プロセッサ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 15~30°未満	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイングヤーダ (タワーヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 30~35°未満	車両系	300 ~500	50 ~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		15 0~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ 短距離簡易架線	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 35°~	架線系	500 ~1,500	500 ~1,500	チェーンソー	タワーヤーダ 大型架線	プロセッサ	トラック

※長野県林内路網整備指針 p7

表 1-5 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

区分	作業システム	基幹(基本)路網 (m/ha)			細部路網 (m/ha)	路網密度 (m/ha)
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0~15°未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 15~30°未満	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 30~35°未満	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 35°~	架線系	5~15		5~15		5~15

※長野県林内路網整備指針 p7

傾斜 30 度は、林業における作業システムと森林作業道作設を考慮するうえで重要な角度です。作業システムは、主として地形傾斜（山腹傾斜）によって車両系と架線系に大別され、様々な機種との組み合わせが存在しますが、30 度を超える急傾斜地では主に架線系等による作業システム



となります（表 1-4）。また、森林作業道の作設は困難になってきます（表 1-5）。35 度を超えた急峻地形では、作業システムは架線系に限定され、森林作業道の作設は、安全な作設が困難で、山地荒廃を誘発させる可能性が高まるので、作業道の作設を見合わせなくてはならない領域となります（写真 1-2）。

## ② 山地災害の危険度

山地災害の危険性からは、崩壊・崖崩れの定義として「30 度以上の斜面で発生（土砂法：第IV章 20～21 ページ）」と示され、30 度以上の斜面は崩壊が発生する可能性が高まります。さらに、35 度以上になると、自然状態の土層では自立が難しい不安定な斜面となり、崩壊の危険性が増加するとともに、礫が多い礫質土であったり、40 度以上では岩盤であったりします（写真 1-3、写真 1-4）。



写真 1-3 傾斜 30 度以上のカラマツ林地で発生した崩壊（左）と傾斜 35 度以上の礫、岩盤が露頭するカラマツ林地（右）



写真 1-4 緩傾斜で木材生産力も良好なカラマツ林（左）と傾斜 40 度を超すヒノキ林（右）

## (4) 傾斜が緩くても林業経営に適さない森林

傾斜が緩くても林業経営に適さない森林があります。これらは主に旧耕作地の水田跡などの森林です。とくに沢沿いにある谷田（やちだ、やつだ）跡に植林されている森林は、湿性土壌であったりして、林業経営には不適地である場合があります。さらに、火山地形の山麓の沢沿いにも



## 第I章 市町村森林経営管理事業 ～解説～

I

湿地が多く存在しています(写真1-5)。

これらの人工林は「適地適木」とは言えません。林業経営に適さない森林と言えます。



写真 1-5 谷田に植林されたカラマツ林(左)と火山山麓斜面の湿地に植林されたカラマツ林(右)  
左: 谷田とは「谷間にある粗悪な土地」の意味がある  
右: 林床は湿潤な場所に生育するクリンソウが生育

### (5) 自然の力に委ねるべき森林

自然の力に委ねるべき森林は、傾斜が極めて急峻であるとともに、立地が極めて奥山であるとか、標高が高い山地などが該当します。

林道等の道もなく、人家や農地がない奥山の森林は(写真1-6)、地域の水源であるかの有無や、土石流災害発生の起源となる可能性の有無などを把握して、重要性や危険性等が低い場合は、現在の人工林を自然の力に委ねることもできます。

長野県では標高1,600m付近まではクリ、コナラ、ミズナラなどの山地帯夏緑広葉樹林が卓越しますが、標高1,600mを超えると亜高山帯となり、人工林の林業経営を行う環境にはありません(写真1-7)。高標高域の森林において地形改変や攪乱を行うと、極めて植生回復が遅れてしまう場合があります。

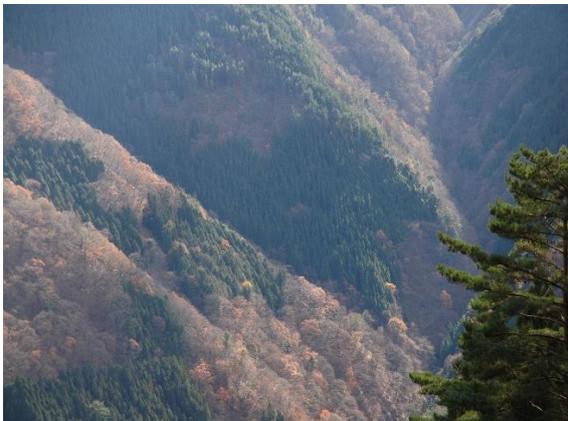


写真 1-6 アクセス道がない奥山のスギ人工林(左)とカラマツ人工林(右)

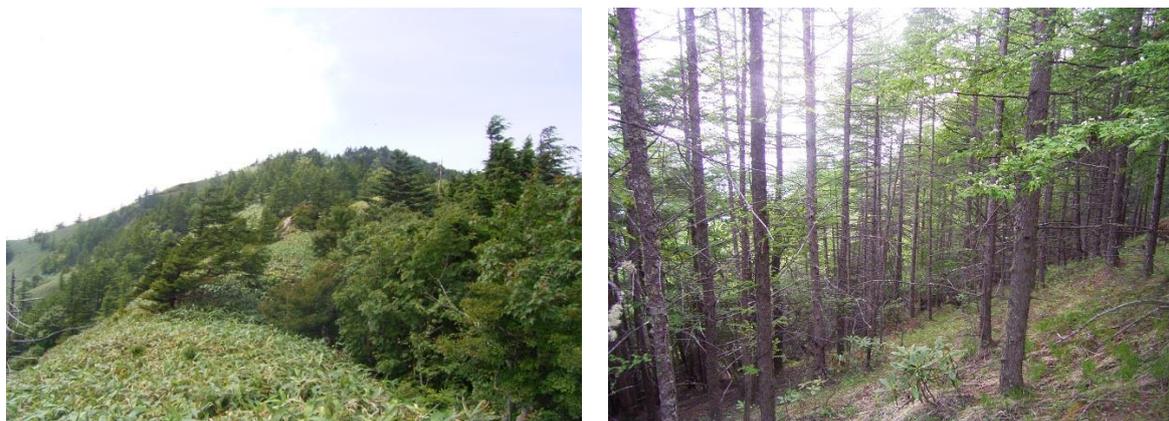


写真 1-7 標高 1,805m のカラマツ人工林（左）と標高 2,100m のカラマツ人工林（右）

左：林床はササ自然草原となり、カラマツは矮性偏倚樹形を呈する。カラマツのギャップにダケカンバ、ナナカマド等の侵入発生が認められる。

右：尾根直下までカラマツが植林されているがカラマツの成長は劣り、下層に亜高山帯のアズマシャクナゲの生育がみられる。共に人為的改良・造成が極めて難しい立地環境。

### I-3 林業経営に適さない森林に求められる機能

#### I-3-1 どのような場所の森林を特定するのか

従来、林業において、先人たちは立地環境を読み取り、「尾根マツ、沢スギ、中ヒノキ」のように山を見て、森林をつくり、育て、利用してきました。これは立地環境に生理的に適した樹木を選定し、植栽を行う「適地適木」です（参照：第 II 章 21～29 ページ）。

市町村森林経営管理事業の対象森林は、「適地適木」でありながら“人為的管理がなされてこなかった森林”と、“適地適木ではない森林”が対象となります。

さらに、防災・減災、水源涵養、生活環境に資する森林は、どのような場所の森林なのか。 “何が課題であるか”、“何が地域住民のためになるか” などによって異なります。それぞれ **地域に直結する課題を抱えた森林を特定する** 必要があります。前述の図 1-7 の概念図（第 I 章 14 ページ）とそれぞれの市町村の課題を基に、情報を整理して“**林業経営に適さない森林**”を特定することが必要です（図 1-8）。

その方法として、長野県では市町村森林経営管理制度実施方針作成にあたり、森林経営管理制度の対象森林の絞り込みとして、「最初は、市町村森林整備計画のゾーニングや森林簿・林地台帳等を参考に対象地の素案（図面やデータ等のたたき台）を作成し、ゾーニング素案を基に、林業経営のための集約化・団地化を狙うのか、又は水源保全や災害防止等の公益性を優先して実施していくのか等、戦略について検討し、地域の林業関係者等の意見も踏まえつつ、対象地や優先順位、意向調査の予定等を「市町村森林経営管理制度実施方針」（以下「実施方針」という。）（名称は任意）として明確化する。」としています。

 「市町村業務マニュアル I（令和 2 年 3 月）」 p21～24

このような絞り込みのためのゾーニングを実施すると、市町村が管理しなければならない森林を特定することができます。このようなゾーニングや絞り込み作業を行うことを推奨します（図1-9）。

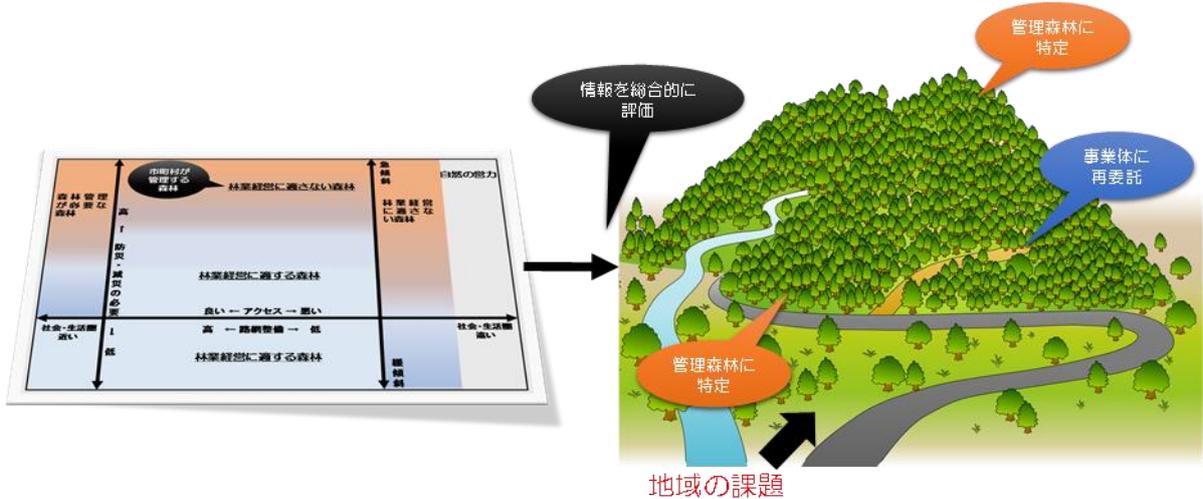


図 1-8 自然条件や立地情報と地域に直結する課題からの対象森林の特定

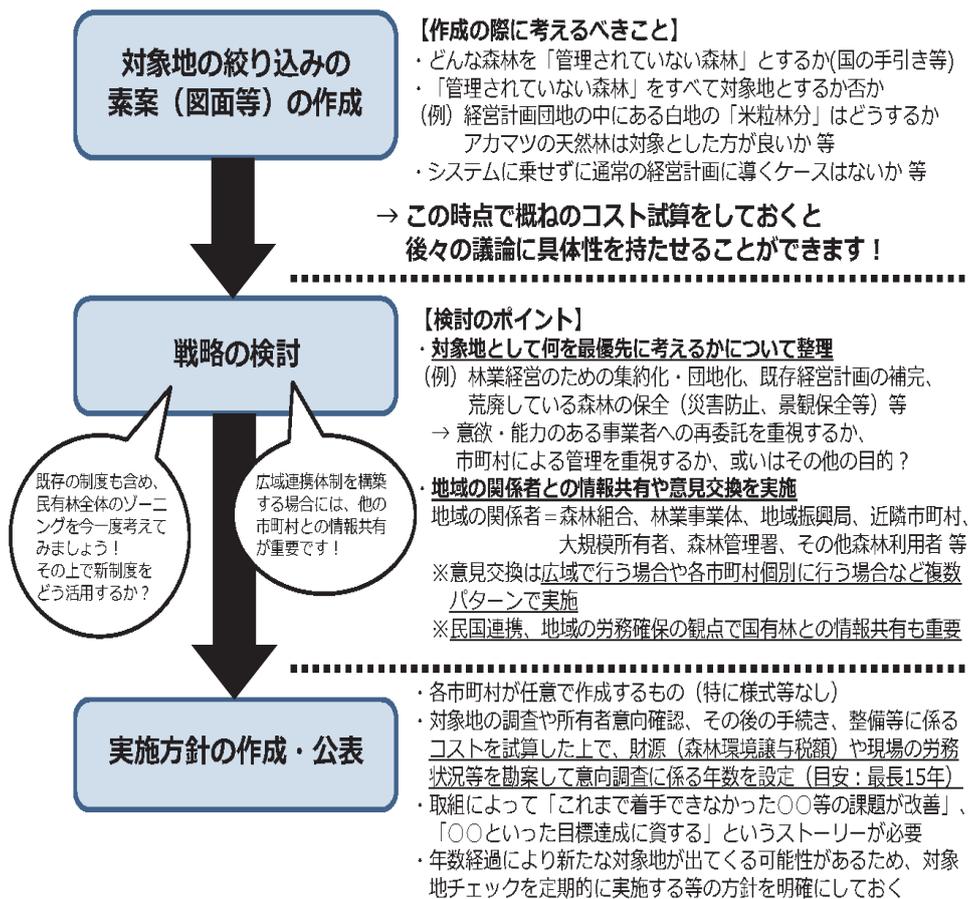


図 1-9 対象地の絞り込みと実施方針作成ポイント（例）

「市町村業務マニュアルⅠ～市町村森林経営管理制度に係る事務手引きの補足～（令和2年3月）」p24.



**【基礎図とゾーニング】**

森林経営管理制度における意向調査（法第 5 条）対象森林を抽出するため、県内の一部市町村ではゾーニングを実施しています。

ゾーニングは、対象地域の地域別特性の把握を行い、目標や方向性を定めるために必要となる作業で、森林経営管理制度ではその対象森林を絞り込んだり、集積計画を具現化していくためのプロセスです。

ゾーニングのための主な因子は、森林資源、立地環境、社会環境（制限林等）の情報です。例として、GIS を使用して、地質、傾斜、斜面方位、CS 立体図など自然環境、山地災害危険地区や土砂災害危険地区などの社会環境、森林資源や森林整備履歴等の管理情報を重ねることで、それぞれの図面を作成するとともに、その過程で森林経営管理されていない森林を抽出することができます（下図）。

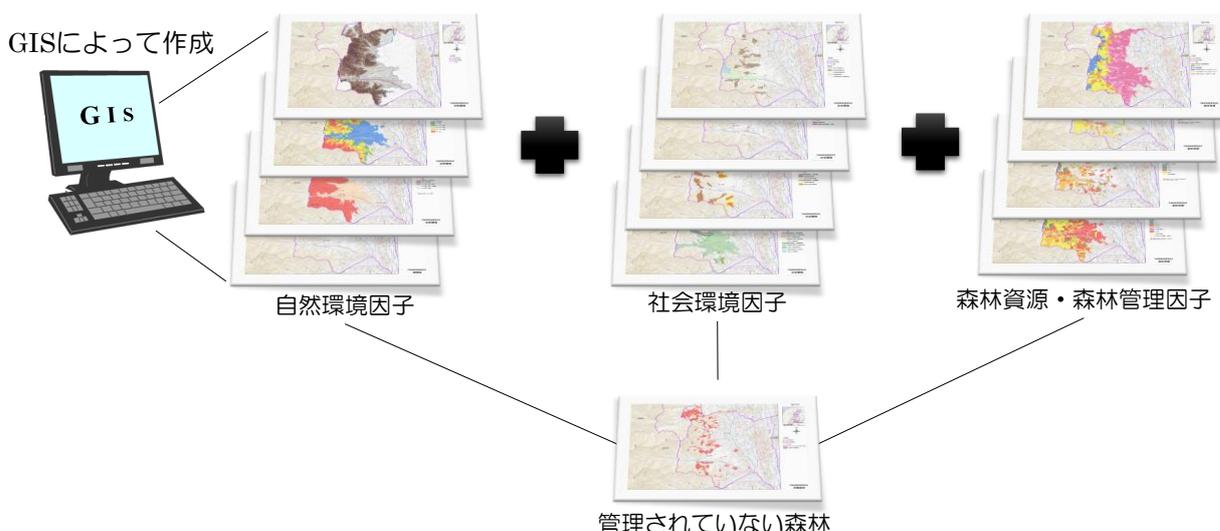


図.GIS による基礎情報の整理と管理されていない森林の抽出イメージ

この事例では、自然環境、社会環境、森林資源情報を含め 28 因子を用いています。この中には埋蔵文化財包蔵情報や道路・住宅地からの距離情報、松くい虫被害危険度を表す MB 指数（温量指数）などの情報もあります。

このステップを経て、ゾーニングに用いた基礎情報に点数法（スコア法）などにより、森林経営に適する森林や防災・減災・生活環境を優先する森林を抽出したり、意向調査（法第 5 条）対象森林の優先順位を決めるなど、今後の森林管理に様々な利用が可能になります（右図）。

どこまでのゾーニングを必要とするかは、市町村の事情によって異なりますが、おおよそ普遍的な地質、土壌、傾斜、斜面方位などの立地環境因子だけでも情報としておくことで、森林管理の参考になります。

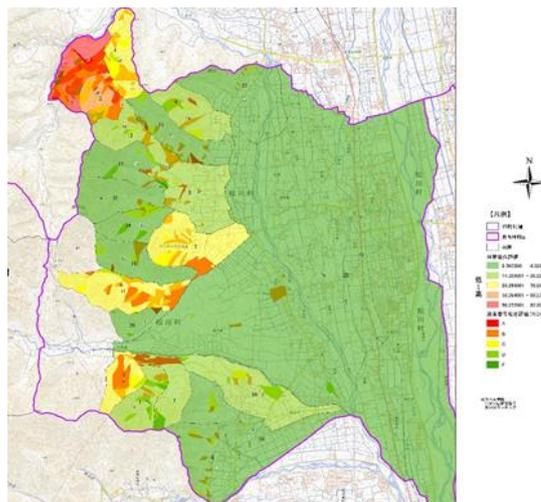


図.点数法（スコア法）を用いてランク付けした事例

**I-3-2 林業経営に適さない森林はどのような森林が多いのか**

(1) 対象森林の課題

現在、整備されずに荒廃している人工林において（写真 1-8）、防災・減災、水源涵養、生活環境に資する主な課題は次のとおりです（図 1-10）。これらの森林の場所を特定することが必要です。

- ④ 住宅や生活道路に崩壊・落石の被害が想定される森林
- ④ 洪水や土石流が発生した時、流木となって住宅や生活道路に流木被害等が想定される森林
- ④ 上水道や農業用水等の水源で、整備されず荒廃している森林
- ④ 住宅や生活道路に倒木が想定される森林（松くい虫・カシノナガキクイムシ被害林や竹林）
- ④ 住宅や生活道路の後背で整備されず、林縁部が藪となり見通し等が悪い森林で、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の野生動物の生息地や隠れ場所となりやすい森林
- ④ 遺跡や城跡があるのに整備されず放置されている森林
- ④ 住宅や生活道路に隣接しているが、整備されず荒廃している森林（竹林も含む）
- ④ 公園やグラウンド等の住民が利用する施設の後背にあって、整備されず荒廃している森林（竹林も含む）

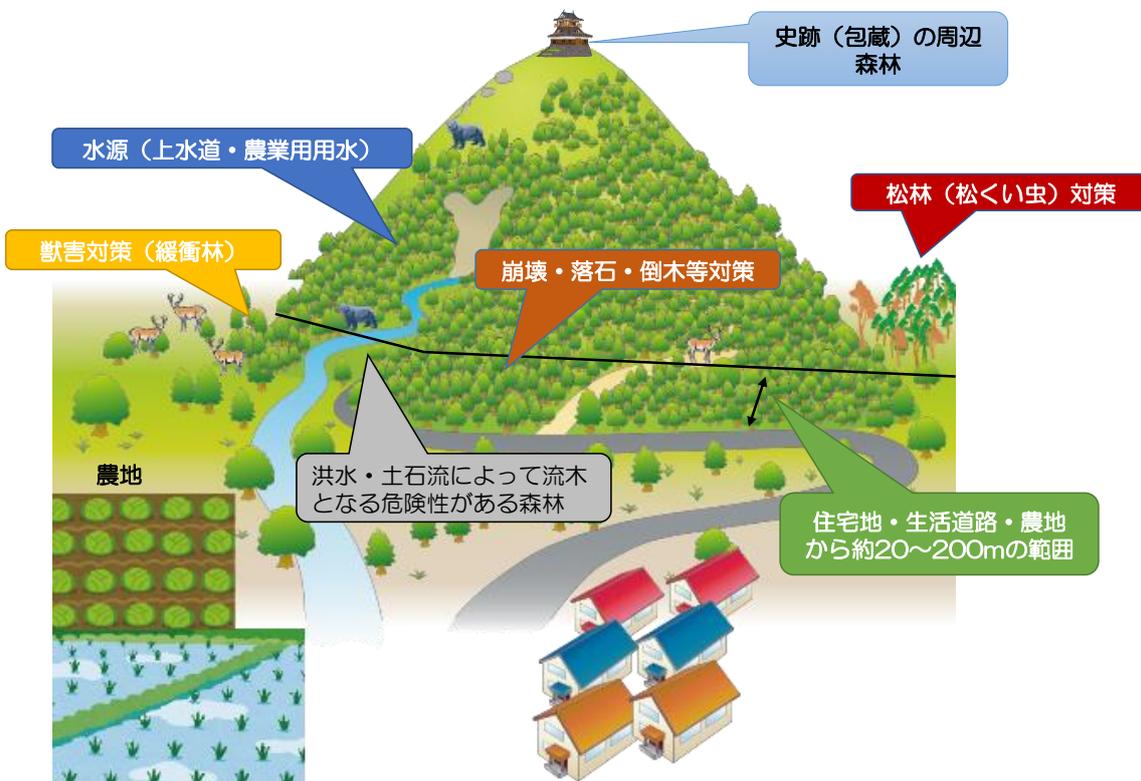
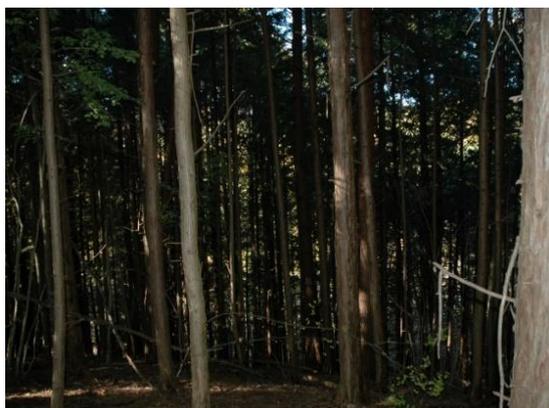


図 1-10 市町村森林経営管理事業の対象森林のイメージ  
イラスト一部使用©いらすとや



ヒノキ林



スギ林



アカマツ林



カラマツ林

写真 1-8 整備されず荒廃している放置された人工林

## (2) 防災・減災に資する森林

住民生活に直結し崩壊や倒木の危険性のある森林は、防災、減災に資する機能の発揮が求められます。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」<sup>※1-1</sup>や保安林に指定されていない森林で、整備されていない人工林をそのまま放置した場合に、住宅や生活道路及び耕作地等に崩壊(写真 1-9)・落石(写真 1-10)の被害が想定される森林や、強風や台風時に倒木となる危険性のある森林です(写真 1-11)。さらに、市町村が管理する準用河川<sup>※1-2</sup>で、洪水時や土石流が発生した時、洪水被害を助長(水位を上げる)させたり、流木となって被害を拡大させる恐れのある森林は(写真 1-12)、“防災・減災に資する森林”の位置付けとなります。住民の生活に直結しますので、立地環境や起こりうる現象を想定して特定することが必要です。

※1-1 通称：「急傾斜地法」、急傾斜地(傾斜度が30度以上)の高さが5メートル以上の土地で、急傾斜地の崩壊により危害が生ずる恐れのある人家が5戸以上、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れがある区域を指定。のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積等の行為は許可が必要。

※1-2 一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川で、河川法に基づき、二級河川の規定を準用する(河川法第100条)。



写真 1-9 耕作地後背カラマツ林の崩壊



写真 1-10 スギ林内の落石



写真 1-11 住宅地へのカラマツ倒木被害



写真 1-12 準用河川沿いで放置されたスギ人工林

### (3) 水源涵養に資する森林

「水道水源保全地区」<sup>※1-3</sup>や集落水源、農業用水等の水源地の森林は、水源を涵養する機能の発揮が求められます。整備されず荒廃している森林は、水源涵養機能の低下が危惧されます（写真 1-13）。



写真 1-13 水源水道施設（左）と水源上流の森林（右）

※1-3 水道水源保全地区は、「長野県水環境保全条例（平成4年条例第12号）」に基づき、水道水源を保全するため特に必要な区域として、知事が指定するも。現在、27市町村46地区、3,764haが指定されている。



## 【保安林】

保安林は、森林法第 25 条による保安林制度で運用・管理されています。市町村経営管理事業の対象森林とすべきでしょうか？

「森林経営管理法」の第 42 条に“災害等防止措置命令”があります。「対象森林は、民有林全体ですが（法第 2 条第 1 項）、保安林（森林法第 25 条及び第 25 の 2 条）は対象から除かれず（法第 42 条第 1 項）」と明記されています。原則、市町村森林管理事業においては、**保安林は対象外**となります。森林経営管理法の災害等防止措置命令の対象となる森林は、林分の過密化、下層植生の消失、根系の未発達による表土の流亡、林木の生育の衰退等の状況が認められるかどうかによって判断することとしており、法第 42 条第 1 項に記載の現象（事態の発生）がみられる森林となります。

市町村経営管理事業では、このような現象がみられる保安林でない森林が、防災・減災に資する森林に該当します。ただし、周辺の普通林と一体的に管理した方が効率的な場合等については、治山事業等による整備計画の有無を県に確認した上で、市町村森林経営管理事業として実施することは可能です。

### （災害等防止措置命令）

第四十二条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。）における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

- 一 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。
- 二 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。
- 三 当該森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。
- 四 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。

2 前項の規定による命令をするときには、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。

なお、災害等防止措置命令は、原則森林所有者が対応しなければなりません。森林所有者が実施しない場合や緊急を要する場合は、行政代執行が認められ、市町村が実施することになります（森林経営管理法第 43 条）。

緊急を要する場合は、市町村長が災害等防止措置の全部又は一部を講ずる場合における立木の伐採については、森林法第 10 条の 8 第 1 項本文の規定は適用しません（法第 43 条第 4 項）。そのため、立木を伐採する際に、あらかじめ市町村の長に伐採面積等を記載した伐採の届出書を提出する必要はありません。

近年、台風豪雨災害や梅雨前線豪雨、ゲリラ豪雨と呼ばれる短期間集中豪雨が多発しています。市町村においては、この災害等防止措置命令を発令する、または緊急に災害等防止措置を講じる可能性があります。「森林経営管理法第 42 条、第 43 条」、「森林経営管理制度に係る事務の手引について」などを確認しておくことをお勧めします。





#### (4) 生活環境に資する森林

生活環境には、通常の生活に支障を及ぼす恐れがある森林と生活環境の快適を維持すべき森林、さらには地域の文化・財産として良好な環境で維持しなければならない森林があります。

これらの森林は、立地や地域住民の要望により、求められる機能は異なります。

##### ① 松くい虫等病虫害の森林

通常の生活に支障を及ぼす恐れがある現象は、近年激甚化している松くい虫被害木やカシノナガキクイムシ被害木の倒伏や枝折れです（参照：第IV章 23～26 ページ）。

住宅地や生活道路などに接する松くい虫被害木の対策は「防災・減災」と「生活環境に資する森林」に位置付けられます（写真 1-14）。



写真 1-14 住宅背後の松くい虫被害林（左）と生活道路沿いの松くい虫被害林（右）

##### ② 竹林の拡大

松くい虫被害地域を中心に竹林の拡大傾向が見られます（参照：第IV章 111～117 ページ）。アカマツに限らず、人工林に竹林が侵入し、拡大を広げています。“タケヤブ” となり修景的な自然の美しさを損なう可能性と、降雪時などに生活道路を覆い、ライフラインである電線などに被害を与える可能性もあることから、竹林の対策も「防災・減災」と「生活環境に資する森林」に位置付けられます（写真 1-15）。



写真 1-15 松くい虫被害木と竹林（左）と降雪による竹の倒伏（右）



**【地域連携で特定する？】**

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています（下図）。山地の多い地域では、森林の隣接部に農地が広がっています。

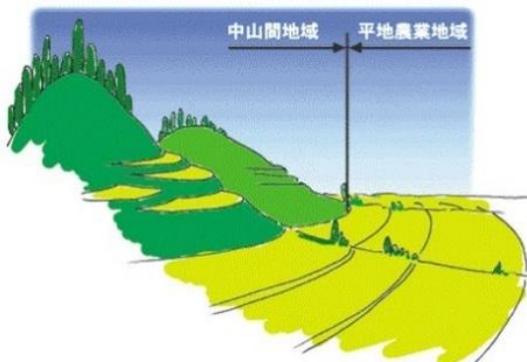


図.中山間地域（農林水産省）

現在、県内の中山間地の農地では、耕作放棄地がみられ、森林と耕作放棄地が野生動物の生息や隠れ場所となる場合がみられます。

また、下図にあるように、松くい虫被害の森林が耕作放棄地に隣接している場合もあり、防災・減災の視点からも地域の安全が危惧される場合もあります。

放置された森林と耕作放棄地を含め、地域の状況を把握し、管理すべき森林を特定して、地域連携（他所管との連携）によって地域の環境を守ることも重要です。



図.中山間地の耕作放棄農地と森林

## ③ 獣害

ニホンジカ、ツキノワグマ（写真 1-16）、イノシシ、ニホンザル等の野生動物が森林域から出没し、人的被害や農作物に被害を及ぼす現象も対象となります（参照：第IV章 118～122 ページ）。

人間と野生動物との境界をなす森林は、野生動物の生息地や隠れ場所となりやすいため、その境界線の森林の管理が重要となります（写真 1-17）。



写真 1-16 ツキノワグマの出没



写真 1-17 獣害対策（緩衝林整備状況）

## ④ 地域の文化財等

県内には多くの遺跡や城跡があり（参照：第IV章 28 ページ）、その箇所が人工林となっている場合があります。これらは地域の文化・財産として良好な環境で維持しなければならない森林です（写真 1-18）。

さらに、古くからの地域、集落を行き交う生活道として利用されていた街道なども地域にとって重要な財産です。その周辺の放棄された森林を対象とすることも想定されます。



写真 1-18 城跡（本丸）の未整備森林（左）と土堀（土堀）跡の未整備森林（右）



## I-4 森林の管理期間と施業

### I-4-1 森林を管理する期間

市町村森林経営管理事業の対象森林の管理期間は、「存続期間」と表現され、森林経営管理法第4条の経営管理権集積計画の作成に示されています。



「森林経営管理制度に係る事務手引き<sup>他</sup>（令和2年6月）」p032～033

（経営管理権集積計画の作成）

第四条 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。

2 経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が経営管理権の設定を受ける森林（以下「集積計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積

二 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

#### 三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

（以下：略）

この存続期間について「森林経営管理制度に係る事務の手引（その1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等 編）」では、次のように解説されています。



「森林経営管理制度に係る事務手引き<sup>他</sup>（令和2年6月）」p033

#### 三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

「始期」には、一の森林について経営管理権に基づく経営管理を開始する時期を記載すること。

「存続期間」には、一の森林について経営管理権に基づく経営管理を行う期間を記載すること。

経営管理の実施により森林の機能が引き続き確保されるよう配慮して設定すること（長官通知第4の2の(2)）。「**存続期間**」には**特例の場合を除き上限及び下限はないが**、「経営管理の内容」に林業経営者による主伐を含む場合は、存続期間中に成林に一定の目処がつくよう、15年以上（主伐後10年以上）の期間が確保されるよう設定すること。

この中の長官通知第4の2の(2)は、「市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間は、経営管理権集積計画の対象となる森林において、経営管理の実施により森林の機能が引き続き確保されるよう配慮して設定するものとする」とされています。

また、特例の場合とは、共有者不明森林（所有者不明森林）における存続期間のことを指し（第11条）、森林経営管理法第27条第3項に「存続期間については50年を限度として定めるものとする」とされています。

👉 「森林経営管理制度に係る事務手続き<sup>他</sup>（令和2年6月）」 p131～132

（共有者不明森林に係る公告）

第十一条 市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

（一～四：略）

五 共有者不明森林についての次に掲げる事項

イ 第三号に規定する経営管理権の始期及び存続期間

（以下：略）

七 所有者不明森林についての右に掲げる事項

「経営管理の始期及び存続期間」 経営管理権集積計画に記載された始期及び存続期間を記載すること。

「始期」には経営管理権集積計画を公告し、実際に経営管理を開始する日を記載すること。

「存続期間」は経営管理を行う期間を 50年を超えない範囲 で記載すること（法第27条第3項）。

「存続期間」は経営管理の内容に林業経営者による主伐を含む場合は経営管理実施権配分計画で定める経営管理実施権の存続期間中に成林させることができるよう、15年以上（主伐後10年以上）の期間が確保されるよう定めること。

このように、市町村森林経営管理事業の対象森林の管理期間（存続期間）は、共有者不明森林の特例を適用した場合を除き、明確な期間設定はありません。

管理期間（存続期間）は、森林の状況を総合的に判断して

- ➡ その森林が地域社会・住民生活にとってどの程度重要か
- ➡ どの程度の施業で目的を達せられるか

によって設定することになります（図1-11）。

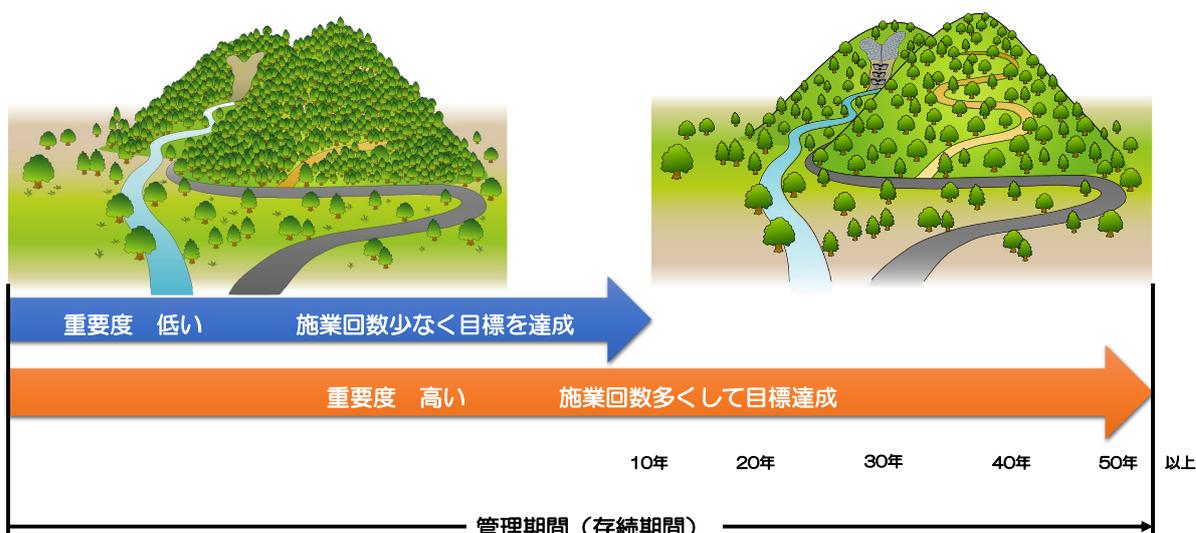


図1-11 管理期間（存続期間）の考え方



ただし、管理期間内で目的を達せられない場合があるので、森林管理規定（参照：第Ⅲ章）に基づき、発揮すべき機能や目標林型、施業履歴等の経緯を記録として残し、管理期間後に管理を継続するかどうか判断できるようにしておくことが重要です。

### I-4-2 管理する森林の施業

集積計画は、経営管理の必要があって作成されるものなので、「必要に応じて施業をする」といったことはできません。市町村森林経営管理事業として経営管理権を設定した森林は、**最低1回は施業をしなければなりません。**

ただし、施業の必要はないものの、隣接地との一体的な管理を目的とする等の理由により経営管理権を設定した森林については、巡視等による森林の監視により管理をすることは可能です。したがって、当面は巡視を中心として管理を行い、必要に応じて施業をします（図 1-12）。

👉 「森林経営管理制度に係る事務手続き<sub>他</sub>（令和2年6月）」 p182



図 1-12 管理する森林の施業

イラスト一部使用©いらすとや

前述の管理期間（存続期間）にも関係しますが、市町村森林経営管理事業は、複層林化や混交林化を進めることとされています（森林経営管理法第 33 条）。しかし、複層林化や混交林化は 10 年や 20 年といった単位で実現できるものではありません。目標林型を決め、その都度求められる間伐等の施業を繰り返していくほかありません。

また、複層林化や混交林化を実現することが不可能な場合も想定されます。その場合は、災害等のリスクを低減するための施業を実施するなど方針を変更して対応する必要がある場合も想定されます。

👉 「森林経営管理制度に係る事務手続き<sub>他</sub>（令和2年6月）」 p183



防災・減災、水源涵養、生活環境に資する森林は、その立地環境とそこに起こりうる現象を十分把握して特定する必要があります。

さらに、森林を管理して対策を講じるためには、その森林をどのような森林にしたいか（誘導）を想定して目標を定め、施業方法を決め、管理する期間「存続期間」を定めなければなりません。

そこで、どのような森林に誘導するか「目標林型と施業指針」が必要となり、管理方針を定めた「森林管理規定」の策定が必要になります。

前述の課題を抱えた森林の「防災・減災・生活環境に資する森林」の目標林型やその誘導について「第II章 市町村管理森林の施業指針」、森林管理の考え方、方法を「第III章 市町村が管理する森林の森林管理規定」、対象森林の特定に必要な基礎情報と森林の把握についてを「第IV章 森林の把握」で解説します。



山村地域のモザイク森林